

# 告示

## 埼玉県告示第四百八十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十条第三項の認可をしたので、同条第七項の規定により公示する。

令和八年七月三日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 漁業権者の名称及び住所

埼玉西部漁業協同組合

埼玉県日高市横手六百三十九番地

### 二 漁業権の免許番号

共第三号

### 三 変更の内容

第三条第三項中「十一月一日から翌年七月三十一日までは、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。」を「次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならぬ。」に改め、同項に次の表を加える。

ア 漁具・漁法	イ 期 間
さ手網、四つ手網、やす突	8月1日から10月31日まで
投網	7月15日から11月15日まで
釣り	1月1日から12月31日まで

### 四 変更後の遊漁規則の施行の日

令和八年六月二十五日